

I 統一論題

統一論題報告

世界同時金融危機と国際会計
— 論点と課題 —

古賀 智敏

神戸大学

要 旨

今回の統一論題のテーマ「世界同時金融危機と国際会計」の中核をなすのは、公正価値ないし時価評価をめぐる会計問題である。これは単に金融危機という一時的なスポット問題としてではなくて、広く国際会計基準の根幹に係る本質的問題として位置づけ、考究することが重要である。このような視点から、本稿ではとくに次の3点について論究するものである。

- (1) 本統一論題での論点として、大きく規約セクター（公正価値会計・オフバランス事業体）と保証セクター、および監視・規制セクターの各々に係る問題として体系的に提示した。
- (2) また、公正価値会計を基礎づけるフレーム・オブ・レファレンス（準拠枠）を設定し、金融危機における公正価値会計の評価は、その全体的フレーム・オブ・レファレンスに照らして検討すべきことを指摘した。
- (3) 最後に、金融危機を乗り越えて、国際会計基準導入への対応と財務報告のグランドデザイン構築に向けての展望を明らかにした。

1. プロローグ

本年の法政大学での統一課題として「世界同時金融危機と国際会計」というテーマが採り上げられたのは、2008年後半期から2009年前半期にかけてのサブプライム関連証券の下落を契機にした金融・証券市場の混乱と経済環境の変容に対して、会計はいかに対応すべきかをとくに金融商品・金融機関等をめぐる会計問題に対して何らかの処方箋を論じることが期待されたものと考えられる。本テーマの中核をなすのは、公正価値ないし時価評価をめぐる会計問題であることから、これは単に世界同時金融危機という一時的なスポット問題としてではなく、広く国際会計基準の根幹に係る本質的課題として位置づけ、考究することが重要である。

このような視点から、本稿では次の3点について論究するものである。

- (1) 本統一論題での論点を4つほどに絞り、それを大きく規約セクター（公正価値会計・オフバランス事業体）と保証セクター、および監視・規制セクターの各セクターに係る問題として整理して提示した。これらは、国際会計基準（IAS/IFRS）のアドプションが求められつつある中、グローバル市場で適用し得る「高品質」な財務報告のグランドデザインの必要性を示唆するものである。
- (2) 第2に、IASB原則主義が公正価値会計において適用される場合、「公正価値」とは何か、また、それをどのように適用するかが明確にされなければならない。この場合、金融危機における公正価値会計の妥当性は、その全体的フレーム・オブ・レファレンスに照らして検討すべきことを指摘し

ておきたい。

- (3) 最後に、金融危機を乗り越えて、国際会計基準導入への対応と財務報告のグランドデザイン構築に向けての展望を示しておきたい。

以上が、本稿の主要な課題である。

2. 4つの論点

本大会での報告を通じて、次の4つの論点が明らかになった。

- (1) 「論点1—金融危機と会計基準への影響」:

これには、公正価値（時価）会計をめぐる議論とオフバランス事業体の会計をめぐる議論とが含まれる。前者の公正価値会計をめぐる議論については、次の2つの問題が提示される。

- (イ) 金融危機に対応した会計基準設定過程における政治的妥協（「会計の政治化」）をどのように評価するか。
- (ロ) IASB原則主義を公正価値会計においてどのように解釈し、適用すべきか。

- (2) 「論点2—金融危機と会計規制への影響」:

金融危機が金融機関や金融規制当局にどのような影響をもたらすか、また、それに対して金融規制の「手段」と会計基準はいかに対応すべきであろうか。

- (3) 「論点3—金融危機と会計士業務・監査への影響」:

金融危機に対して、会計プロフェッションはいかに対応すべきか。

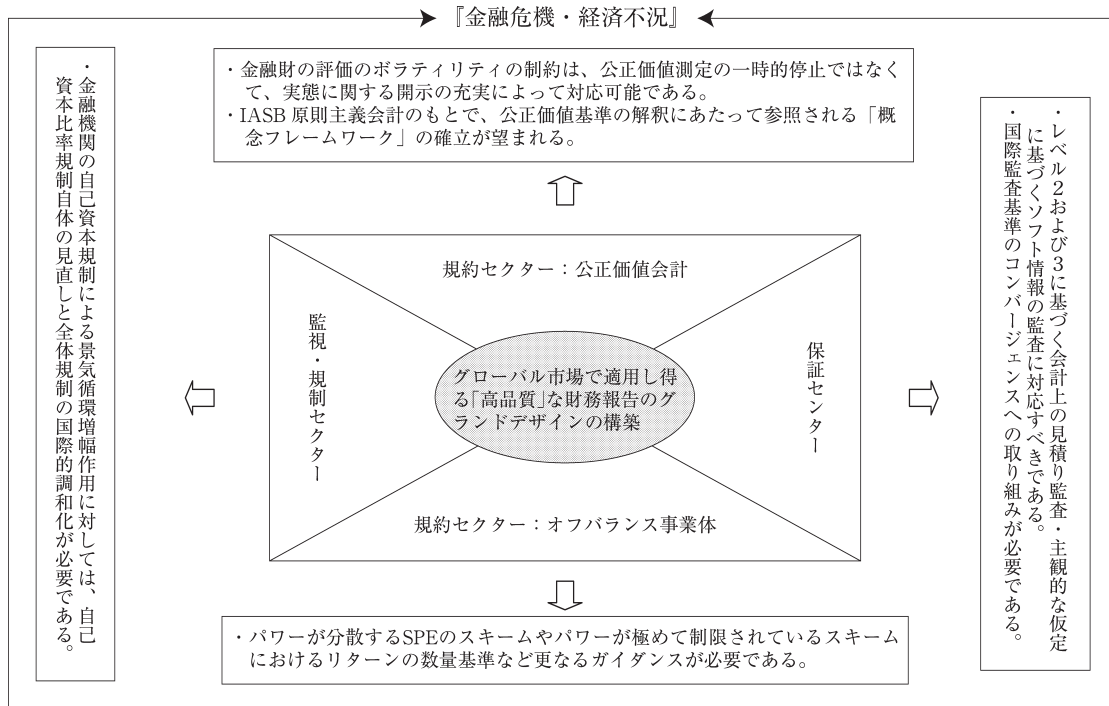
- (4) 「論点4—金融危機を超えて」:

近い将来に予想される国際会計基準の導入に対して、いかに対応すべきか、また、どのような課題が提示されるか。

「論点1」は公正価値会計基準やオフバランス事業体の会計基準という「規約セクター」に係る論点であるのに対して、「論点2」は金融機関の自己資本規制に焦点を置く「監視・規制セクター」に係る論点である。また、「論点3」は公正価値評価の信頼性の担保という「保証セクター」に関する論点である。これらの3つは、最終的には、金融危機を超えて、グローバル市場で適用し得る「高品質」な財務報告のグランドデザインの構築を図るという「論点4」に収斂する構図をなす。「図表1」は、以上の議論を要約的に図示するものである。

くに金融資産の評価損失の影響を緩和化することを意図してIASBが金融資産の保有目的区分の変更を認める改訂(2008年)を行ったことは「会計の政治化」を反映するものであり、金融危機が会計基準の設定と適用にもたらした政治的・裁量的影響として論議を惹起するものとなった(田代・星野報告)。また、金融危機に関連して、田代報告では公正価値(時価)の解釈にあたってのフレーム・オブ・レファレンス(準拠枠)としての概念フレームワークの整備が主張され、坂本報告ではサブプライム・ローンの証券化に伴う特別目的事業体の連結の範囲を取り扱った

図表1 世界同時金融危機と国際会計—論点と課題



「論点1」に関して、田代報告ではIASB基準設定過程における政治的圧力の問題性を指摘するとともに、IASB原則主義の導入に伴って公正価値会計基準をいかに適用・解釈するかが問題となるとの認識が示された。と

IASB公開草案ED10「連結財務諸表」の意義と問題点を浮き彫りにした。

「論点2」に関して、星野報告では「金融危機—企業の含み損の拡大」による金融機関や経済実態に対する影響に対処して、マクロ

レベルでの自己資本の増強と不良債権処理が求められ、また、グローバルレベルでは自己資本比率規制と金融規制の国際的調和化の必要性が論じられた。

さらに、「論点3」の会計士業務・監査に関して、猪鼻報告ではゴーイング・コンサーン問題や公正価値の見積り問題など世界同時不況で各国に共通する会計・監査上の問題点が提示され、複雑化した金融・証券市場の中で会計士に求められる論理的思考や能力が指摘された。また、池田報告では、「活発な市場がない場合の公正価値測定」とソフト会計情報の監査・リスク管理体制のあり方が究明された。

これを受けて、「論点4」では金融危機の経験を踏まえて国際会計基準導入への対応と課題が提示された。この中で、野村報告ではプリンシプル・ベースのIFRSの導入を前提とした企業経営者や投資家の姿勢のあり方を強調されたのに対して、田代報告ではIFRSアドプションと併せて日本基準を併用する併用型財務報告の構築も検討すべきことが主張された。加えて、星野報告では、金融規制の統一化を図りつつ、金融機関・金融商品の特性を考慮した会計基準の統一化の必要性が指摘された。

以上、本報告での論者の視点と論点を受けて、卑見を2つ、3つ述べてみたい。

3. 公正価値会計のフレーム・オブ・レファレンス

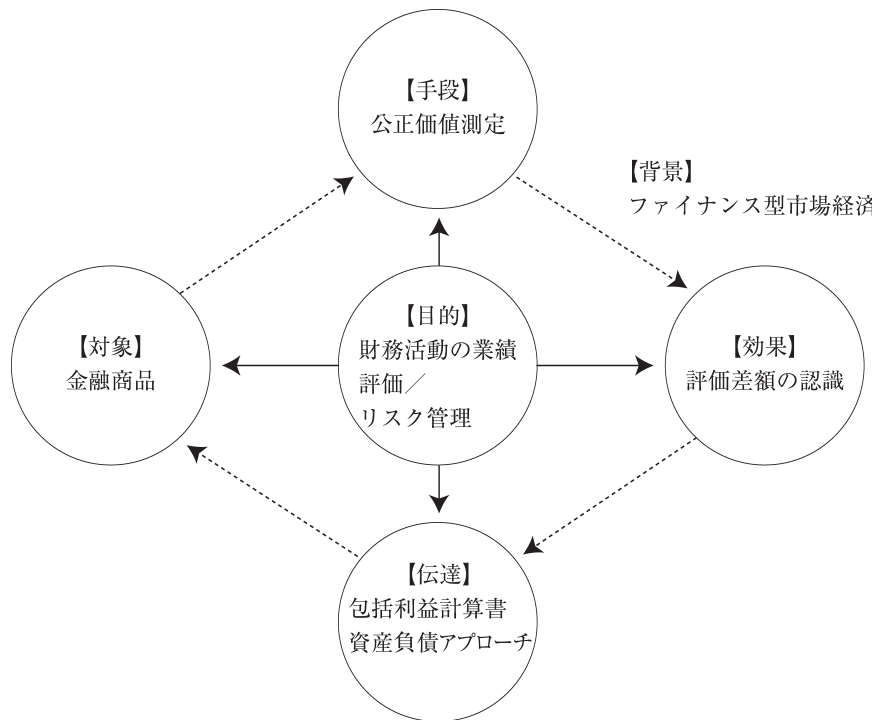
商・製品や有形固定資産に基礎づけられた国内指向プロダクト型経済から、1970年代以降のグローバル資本市場を背景としたファイナンス型経済への市場経済の変化を受けて、大きく注目されるようになったのが公正価値

会計である。キャッシュ・フローへの即時的転換を意図しないプロダクト財は本質的に取得原価による測定を基軸とするのに対して、本来的に「キャッシュ・フローの塊」をなすファイナンス財では、将来キャッシュ・フローの前取り計算をなす公正価値ないし時価が最も適合性ある測定属性をなす。このような公正価値会計のフレーム・オブ・レファレンス（準拠枠）を示したのが、「図表2」である。

これより、公正価値会計は次のように意義づけ、特徴づけることができる。

- (1)「目的」—公正価値会計は金融商品の価格変動による評価損益を発生時にタイムリーに伝達することによって、企業の財務業績を的確に反映するとともに、金融商品の価格下落に伴う企業のリスク・ポジションを適時に把握することによって情報利用者の意思決定やリスク管理に資する。
- (2)「対象」—ボラティリティ（価格変動性）と換金可能性（流動性）が高く、短期的・単発的投資効率性の追求を図る金融商品（金融財）を対象とする。これはボラティリティと換金可能性が相対的に低く、長期的・継続的物的効率性を追求する商製品・設備等（有形財）とは財の本質的属性が相違している。
- (3)「手段」—異なった属性に対しては異なった測定ルールの適用が求められる。金融商品に最適な測定ルールは公正価値である。自発的な当事者による独立第三者間取引における交換（決済）金額としての抽象的・一般的公正価値概念は、権威ある基準セッターの視点という媒介ルールを通じて、複数の具体的・個別的公正価値概念に変換される。
- (4)「効果」—金融商品は、その保有目的にか

図表2 公正価値会計のフレーム・オブ・レファレンス



かわらず、本来、すべて公正価値（時価）で測定され、評価差額は当期の損益として認識されなければならない。このような公正価値評価額の変動リスクは、ある単一時点での金融商品の価値変動を事後的に捉えた事後的リスク・エクスポージャーを示すものであって、評価額の将来的ボラティリティを反映するものではない（古賀2009）。

- (5)「伝達」—金融商品の公正価値は、期待市場収益率で割り引いた将来キャッシュ・フローの現在価値に等しい。この場合、期首と期末のそれぞれの時点で期待される市場収益率で割り引いた将来キャッシュ・フローの差額（期首と期末の貨幣資本の差額）が包括利益として算定される。これは原価主義会計のもとでの収益と費用との対応ア

プローチに対して、ストック量としての資産・負債に焦点を置く資産・負債アプローチの利益計算に整合する。

今般の金融危機を契機とした公正価値測定の一時的停止や再分類提案の基底には、とくに「手段」としての公正価値概念の曖昧さと評価の技術的困難性に加えて、瞬時的・一時的な市況変化を映す公正価値会計に対する根強い不信感がある。前者の評価の困難性については市場が存在しない証券化商品など多くの金融商品にとってそのハードルは容易ではない。他方、後者の公正価値変動に伴う利益数値等のボラティリティの問題は、金融商品の対象となる市場特性と財の本質的属性を反映する当然の結果をなすものといえる。要は、金融危機という特殊な状況下での公正価値会計のあり方の議論も、公正価値会計の全体的

枠組みの中でその可否を検討すべきと考えるものである。

4. 国際会計基準と公正価値会計の拡充可能性

公正価値会計の拡充可能性は、大きく次のような方向で展開され得るであろう。

- (1) トレーディング（売買）目的の金融商品から、株式報酬・その他金融商品を包含する方向での拡充可能性：理論的には、高いボラティリティと換金可能性をもつすべての金融商品は公正価値（時価）で評価されるべきである。従来の会計基準では、公正価値で評価されるのは、デリバティブや売買目的有価証券など経常的トレーディングを目的とした金融資産に限定され、満期保有債券等は満期保有という投資者の意図を重視して原価（償却原価）によるものとされる。しかし、金融商品の属性を有するすべての金融商品は、本来、その保有目的の如何にかかわらず、公正価値で評価することが望ましい（詳細は、拙稿 2000、29-30 頁を参照されたい）。
- (2) 金融財から投資不動産（準金融財）を包含する方向での拡充可能性：駐車場賃貸用の土地等の投資不動産は、形態的には生産財というプロダクト財と同様であるのに対して、その機能的、実質的側面からは将来キャッシュ・フローの回収というファイナンス財としての特性をもった「準金融財」であるので、金融商品と同様に公正価値で評価することが適切である。
- (3) 投資不動産から農作物・有形固定資産の再評価を包含する方向での拡充可能性：実務慣行上、バイオ・農作物等の評価額は公正価値（時価）に依拠する他はなく、また、

有形固定資産の評価替（評価益の計上）もイギリス・オーストラリア等において代替的処理方法として認められてきた。

「図表 3」は、以上の公正価値会計の拡充化の方向を図示するものである。

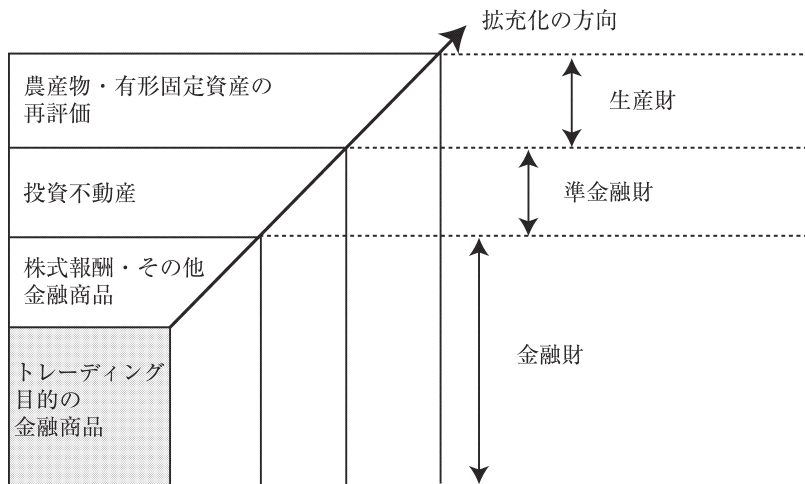
以上の議論は、公正価値会計の拡充化が無制限に展開されることを意味するものではない。先に述べたように、原則は異なった属性に対して異なった測定ルールを適用することであり、公正価値会計の適用範囲も金融財ないしそれに準ずる範囲に限定されることになる。実際、国際会計基準においても再測定基準として公正価値会計が本格的に台頭することになったのは、金融商品会計基準（IAS39）であり、商・製品や生産財といったプロダクトについては、ごく例外的に、また、限定的な範囲で用いられてきたにすぎない（詳細は、拙稿 2008 を参照されたい）。

国際会計基準における公正価値会計は、当初、非貨幣的対価の測定基準（IAS16、IAS32、IFRS3 等）や複合取引コストの配分基準（IAS32、IFRS3 等）といった限定的・部分的・任意的な適用形態から、金融商品の再測定基準（IAS39 等）といった包括的・全体的・強制的適用への展開が認められる。とくに 20 世紀末以降のグローバル指向のファイナンス市場の発展とともに、ファイナンス財が最適株主価値の獲得をめぐる国境を越えてグローバルに市場を駆けめぐり、投資指標としての公正価値が測定基準として国際会計基準においても大いに注目されることになった。

5. プロローグ—IFRS 導入と財務報告システムのあり方

金融危機を越えて、いまや IFRS アドプ

図表3 公正価値会計の拡充可能性



ション時代に対応すべきかが喫緊の課題となっている。IFRSは基本的にはアングロサクソン文化に基礎づけられたものではあるが、グローバル資本市場において何らかの合意のもとで成立した会計的規約であり、ルールである。その限りでは、好むと好まざるとにかかわらず、IFRSはグローバル・ファイナンス・プレイヤーのファイナンス言語として共通のコミュニケーション手段をなす。要は、IFRSアドプションを見据えた上で、いかにしてわが国に最適な財務報告・開示システムを構築するかであり、明確なグローバル経済戦略に立つ最適開示戦略のグランドデザインを描くことができるかということである。

このようなグランドデザインは、少なくとも次の3つの分析視点に留意しつつ、描かれるべきと考える。

(1) 企業の属性（公開会社・非公開会社）や規模に即した会計処理・開示システムの階層別構築：財務報告システムは、その目的や主たる活動の場、情報利用者のニーズ等の条件に枠づけられつつ、階層的に構築さ

れることが期待される。この場合、ごく一般的には、上場大企業、非上場/中堅企業、および小規模企業といった公開・非公開別、規模別に3階層別会計基準の策定が想定されることである。

(2) 文化的特性を考慮した会計・開示システムの構築：会計基準は、一方では、情報利用者の意思決定の促進に向けて「比較可能性」が重要になるが、他方では、各国の経済や社会・法制度等の文化的特性を看過し得ない。とくにグローバルな資金調達とは無関係な中堅・小規模企業にとって、わが国の経済的実態を反映した財務報告の「独自性」が一層強調される。

(3) 財の特性に注目した「原価」対「時価」の並存：財の特性に照らして、「有形生産財—原価」と「金融・無形財—公正価値」との棲み分けによる原価・時価並存会計が求められる。

会計のグローバリゼーションとは、単に国際的ファイナンス言語としてのIFRSに機械的・形式的に準拠することではない。IFRSの導入の有無にかかわらず、各企業そ

れぞれの特性に応じて事業の説明責任と情報の国外発信をなし、ステークホルダーの期待に応えることこそ、真のグローバル化と言えるであろう。

【参考文献】

- 古賀智敏 (2000), 「金融商品と公正価値会計」『会計』第157巻1号, 18-36頁。
- (2003), 「ファイナンス型市場経済と会計の枠組み」『ファイナンス型会計の探究』(古賀智敏編著) 中央経済社, 2-14頁。
- (2003), 「金融商品とファイナンス型会計のあり方」同上書, 15-25頁。
- (2008), 「国際会計基準と公正価値会計」『会計』第174巻5号, 1-43頁。
- (2009), 「金融危機と公正価値会計のゆくえ」『企業会計』第61巻3号, 4-10頁。
- 武田隆二 (2009), 「企業文化の尊重と会計学のあり方」『税経通信』第64巻1号, 2-3頁。
- (2009), 「企業会計基準の改訂への提言」同上誌, 17-28頁。